

議案第23号

三朝町基金条例の一部改正について

次のとおり三朝町基金条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成26年3月6日

三朝町長 吉田秀光

三朝町基金条例の一部を改正する条例

第1条 三朝町基金条例（平成21年三朝町条例第9号）の一部を次のように改正する。
別表第1を次のように改める。

別表第1（第2条、第3条、第5条、第7条関係）

名称	設置目的	積立て	運用益金の整理又は処理	処分事由
1 三朝町財政調整積立基金	年度間における財源の調整を図り、もって町財政の健全な運営に資すること。	一般会計歳入歳出予算に定める額	一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て	(1) 経済事情の変動等により財源が著しく不足する場合において当該不足額を埋めるための財源に充てるとき。 (2) 災害により生じた経費の財源又は災害により生じた減収を埋めるための財源に充てるとき。

				<p>(3) 緊急に実施することが必要となった大規模な土木その他の建設事業の経費その他必要やむを得ない理由により生じた経費の財源に充てるとき。</p> <p>(4) 長期にわたる財源の育成のためにする財産の取得等のための経費の財源に充てるとき。</p> <p>(5) 償還期限を繰り上げて行う地方債の償還の財源に充てるとき。</p>
2 三朝町減債基金	町債の償還及び町債の適正な管理に必要な財源を確保し、町財政の健全な運営に資すること。	一般会計歳入歳出予算に定める額	一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て	<p>(1) 経済事情の急激な変動等により著しく財源が不足する場合において、町債の償還の財源に充てるとき。</p> <p>(2) 町債の償還額が他の年度に比して著しく多額となる年度において、町債の償還の財源に充てるとき。</p> <p>(3) 償還期限を繰り上げて行う町債の償還の財源に充てるとき。</p> <p>(4) 地方税の減収補てんのため特別に発行を許可された町債又は財源対策のため発行を許可された町債の償還の財源に充てるとき。</p>
3 三朝町公共施設営繕基金	庁舎その他町の公共用施設の計画的か	一般会計歳入歳出予算に定める額	一般会計歳入歳出予算に計上して当該基	当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てるとき。

	つ安定的な整備及び営繕に資すること。		金に積立て	
4 三朝町情報通信設備管理基金	情報通信設備の整備及び維持管理に必要な財源を確保し、町民の安定した情報通信環境の構築に資すること。	一般会計歳入歳出予算に定める額	一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て	情報通信設備の整備及び維持管理の財源に充てるとき。
5 電源立地地域対策交付金基金	三朝町における次に掲げる措置又は事業の推進に資すること。 (1) 地域振興計画作成等措置 (2) 公共用施設の整備維持補修及び維持運営等事業 (3) 次に掲げる地域活性化事業 ア 地場産業振興支援事業 イ 地域資源利用魅力向上事業	一般会計歳入歳出予算に定める額	一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て	第2欄に掲げる措置又は事業の財源に充てるとき。

	<p>ウ 福祉サービス提供事業</p> <p>エ 環境維保全・向上事業</p> <p>オ 生活利便性向上事業</p> <p>カ 人材育成事業</p> <p>(4) 企業導入、産業活性化措置</p> <p>(5) 福祉対策措置</p> <p>(6) 企業立地資金貸付事業</p> <p>(7) 給付金加算等措置</p>			
6 三朝町社会福祉基金	<p>町民の福祉を増進し、すべての町民が健康で文化的な生活を営むことに資すること。</p>	<p>一般会計歳入歳出予算に定める額</p>	<p>一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て</p>	<p>町民の福祉を増進するための事業の財源に充てるとき。</p>
7 三朝町営墓地運営基金	<p>三朝町営墓地を円滑かつ効率的に運営すること。</p>	<p>一般会計歳入歳出予算に定める額</p>	<p>一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て</p>	<p>三朝町営山田墓地の運営事業の財源に充てるとき。</p>
8 三朝町農山村ふるさと基金	<p>三朝町における農山村地域の活性化の</p>	<p>一般会計歳入歳出予算に定める額</p>	<p>一般会計歳入歳出予算に計上して当該基</p>	<p>当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てるとき。</p>

	ための事業の 安定的な推進 に資するこ と。		金に積立て	
9 三朝町中 山間ふるさ と農村活性 化基金	地域住民が 共同して行う 農業用排水 施設等の多様 な機能の維持 及び強化に係 る活動等を推 進し、もって 農村の活性化 を図ること。	一般会計歳入 歳出予算に定 める額	(1) 一般会 計歳入歳出 予算に計上 して、当該 基金の設置 目的を達成 するために 必要な経費 の財源に充 当 (2) (1)の ほか、一般 会計歳入歳 出予算に計 上して当該 基金に積立 て	当該基金の設置目的を達 成するために必要な経費の 財源に充てるとき。
10 三朝町地 域活力創出 推進基金	三朝町の恵 まれた資源を 生かして、地 域の活性化、 人材育成、産 業創出等を推 進し、もって 雇用創出を図 ること。	一般会計歳入 歳出予算に定 める額	一般会計歳入 歳出予算に計 上して当該基 金に積立て	当該基金の設置目的を達 成するために必要な経費の 財源に充てるとき。
11 三朝町ふ るさと応援 基金	三朝町にお ける次に掲げ る事業の推進 に資するこ と。	一般会計歳入 歳出予算に定 める額	一般会計歳入 歳出予算に計 上して当該基 金に積立て	第2欄に掲げる事業の財 源に充てるとき。

	<p>(1) 緑豊かなまちの景観を守る事業</p> <p>(2) 心のやさしい人を育てる事業</p> <p>(3) 温泉を守り活かす事業</p> <p>(4) まちのブランドを育てる事業</p> <p>(5) 安全で安心して暮らせるまちづくりのための事業</p> <p>(6) ふるさとがよくなるための事業</p>			
12 三朝町国民健康保険財政調整基金	<p>年度間における財源の調整を図り、もって三朝町国民健康保険財政の健全な運営に資すること。</p>	<p>三朝町国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算に定める額</p>	<p>三朝町国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て</p>	<p>国民健康保険事業の運営上必要があると認めるとき。</p>
13 三朝町介護保険財政調整基金	<p>年度間における財源の調整を図り、もって三朝町介護保険財政の</p>	<p>三朝町介護保険事業特別会計歳入歳出予算に定める額</p>	<p>三朝町介護保険事業特別会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積</p>	<p>介護保険事業の運営上必要があると認めるとき。</p>

	健全な運営に資すること。		立て	
14 三朝町簡易水道施設等改修基金	簡易水道施設等の維持管理を円滑に行うこと。	簡易水道事業特別会計歳入歳出予算に定める額	簡易水道事業特別会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て	簡易水道施設等の改修事業に要する経費の財源に充てるとき。
15 三朝町温泉配湯事業財政調整基金	三朝町温泉配湯事業の安定的経営に資すること。	三朝町温泉配湯事業特別会計歳入歳出予算に定める額	三朝町温泉配湯事業特別会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て	(1) 温泉配湯施設の新設、増設又は改良に要する財源に充てるとき。 (2) 町債の繰上償還に要する財源に充てるとき。 (3) 経済情勢の変動等により財源が著しく不足する場合において、当該不足額を埋めるための財源に充てるとき。
16 三朝町下水道事業財政調整基金	三朝町下水道事業の安定的経営に資すること。	三朝町下水道事業特別会計歳入歳出予算に定める額	三朝町下水道事業特別会計予算に計上して当該基金に積立て	(1) 下水道施設の新設、増設又は改良に要する財源に充てるとき。 (2) 町債の繰上償還に要する財源に充てるとき。 (3) 経済情勢の変動等により財源が著しく不足する場合において、当該不足額を埋めるための財源に充てるとき。
17 三朝町集落排水処理事業推進基金	三朝町における集落排水処理事業の円滑な運営と安定的経営に資すること。	一般会計歳入歳出予算に定める額	一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て	(1) 集落排水処理事業の安定的経営を図るため、借入金の償還財源に充てるとき。 (2) 償還期限を繰上げて行う借入金の償還財源に充てるとき。 (3) 集落排水処理事業の

				推進を図るために必要な経費に充てるとき。
18 三朝町財産区財政調整基金	各財産区の年度間における財源の調整を図り、もって三朝町財産区財政の健全な運営に資すること。	三朝町財産区特別会計の各財産区勘定歳入歳出予算に定める額	三朝町財産区特別会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て	各財産区勘定の運営上必要があると認めるとき。

(備考)

- (1) 5の第4欄に定める積立ては、5の第2欄に定める措置又は事業ごとに区分して整理するものとする。
- (2) 5の第5欄に定める処分は、(1)に規定する区分に従って、その一部又は全部を処分することができる。ただし、町長が特に必要と認める場合は、この限りではない。この場合において、基金の一部又は全部を処分した場合は、期間及び方法を定めて確実に本来の区分に従って積み戻さなければならない。
- (3) 11の第4欄に定める積立ては、11の第2欄に定める事業ごとに区分して整理するものとする。
- (4) 11の第5欄に定める処分は、(3)に規定する区分に従って、その一部又は全部を処分することができる。

第2条 三朝町基金条例の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1 (第2条、第3条、第5条、第7条関係)

名称	設置目的	積立て	運用益金の整理又は処理	処分事由
1 三朝町財政調整積立基金	年度間における財源の調整を図り、もって町財政の健全な運営に資すること。	一般会計歳入歳出予算に定める額	一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て	(1) 経済事情の変動等により財源が著しく不足する場合において当該不足額を埋めるための財源に充てるとき。 (2) 災害により生じた経費の財源又は災害により

				<p>生じた減収を埋めるための財源に充てるとき。</p> <p>(3) 緊急に実施することが必要となった大規模な土木その他の建設事業の経費その他必要やむを得ない理由により生じた経費の財源に充てるとき。</p> <p>(4) 長期にわたる財源の育成のためにする財産の取得等のための経費の財源に充てるとき。</p> <p>(5) 償還期限を繰り上げて行う地方債の償還の財源に充てるとき。</p>
2 三朝町減債基金	町債の償還及び町債の適正な管理に必要な財源を確保し、町財政の健全な運営に資すること。	一般会計歳入歳出予算に定める額	一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て	<p>(1) 経済事情の急激な変動等により著しく財源が不足する場合において、町債の償還の財源に充てるとき。</p> <p>(2) 町債の償還額が他の年度に比して著しく多額となる年度において、町債の償還の財源に充てるとき。</p> <p>(3) 償還期限を繰り上げて行う町債の償還の財源に充てるとき。</p> <p>(4) 地方税の減収補てんのため特別に発行を許可された町債又は財源対策のため発行を許可された町債の償還の財源に充てるとき。</p>
3 三朝町公	庁舎その他	一般会計歳入	一般会計歳入	当該基金の設置目的を達

共施設営繕基金	町の公共用施設の計画的かつ安定的な整備及び営繕に資すること。	歳出予算に定める額	歳出予算に計上して当該基金に積立て	成するために必要な経費の財源に充てるとき。
4 三朝町情報通信設備管理基金	情報通信設備の整備及び維持管理に必要な財源を確保し、町民の安定した情報通信環境の構築に資すること。	一般会計歳入歳出予算に定める額	一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て	情報通信設備の整備及び維持管理の財源に充てるとき。
5 電源立地地域対策交付金基金	三朝町における次に掲げる措置又は事業の推進に資すること。 (1) 地域振興計画作成等措置 (2) 公共用施設の整備維持補修及び維持運営等事業 (3) 次に掲げる地域活性化事業 ア 地場産業振興支援事業 イ 地域資源利用魅	一般会計歳入歳出予算に定める額	一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て	第2欄に掲げる措置又は事業の財源に充てるとき。

	<p>力向上事業</p> <p>ウ 福祉サービス提供事業</p> <p>エ 環境維保全・向上事業</p> <p>オ 生活利便性向上事業</p> <p>カ 人材育成事業</p> <p>(4) 企業導入、産業活性化措置</p> <p>(5) 福祉対策措置</p> <p>(6) 企業立地資金貸付事業</p> <p>(7) 給付金加算等措置</p>			
6 三朝町社会福祉基金	<p>町民の福祉を増進し、すべての町民が健康で文化的な生活を営むことに資すること。</p>	<p>一般会計歳入歳出予算に定める額</p>	<p>一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て</p>	<p>町民の福祉を増進するための事業の財源に充てるとき。</p>
7 三朝町営墓地運営基金	<p>三朝町営墓地を円滑かつ効率的に運営すること。</p>	<p>一般会計歳入歳出予算に定める額</p>	<p>一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て</p>	<p>三朝町営山田墓地の運営事業の財源に充てるとき。</p>
8 三朝町農	<p>三朝町にお</p>	<p>一般会計歳入</p>	<p>一般会計歳入</p>	<p>当該基金の設置目的を達</p>

山村ふるさと基金	ける農山村地域の活性化のための事業の安定的な推進に資すること。	歳出予算に定める額	歳出予算に計上して当該基金に積立て	成するために必要な経費の財源に充てるとき。
9 三朝町中山間ふるさと農村活性化基金	地域住民が共同して行う農業用排水施設等の多様な機能の維持及び強化に係る活動を推進し、もって農村の活性化を図ること。	一般会計歳入歳出予算に定める額	(1) 一般会計歳入歳出予算に計上して、当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充当 (2) (1)のほか、一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て	当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てるとき。
10 三朝町地域活力創出推進基金	三朝町の恵まれた資源を生かして、地域の活性化、人材育成、産業創出等を推進し、もって雇用創出を図ること。	一般会計歳入歳出予算に定める額	一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て	当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てるとき。
11 三朝町ふるさと応援基金	三朝町における次に掲げる事業の推進	一般会計歳入歳出予算に定める額	一般会計歳入歳出予算に計上して当該基	第2欄に掲げる事業の財源に充てるとき。

	<p>に資すること。</p> <p>(1) 緑豊かな原風景を守り育てる事業</p> <p>(2) 心豊かなあたたかい子どもを育む事業</p> <p>(3) 三朝温泉を守り生かす事業</p> <p>(4) ふるさとの発展を目指す事業</p>		<p>金に積立て</p>	
12 三朝町国民健康保険財政調整基金	<p>年度間における財源の調整を図り、もって三朝町国民健康保険財政の健全な運営に資すること。</p>	<p>三朝町国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算に定める額</p>	<p>三朝町国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て</p>	<p>国民健康保険事業の運営上必要があると認めるとき。</p>
13 三朝町介護保険財政調整基金	<p>年度間における財源の調整を図り、もって三朝町介護保険財政の健全な運営に資すること。</p>	<p>三朝町介護保険事業特別会計歳入歳出予算に定める額</p>	<p>三朝町介護保険事業特別会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て</p>	<p>介護保険事業の運営上必要があると認めるとき。</p>
14 三朝町簡易水道施設等改修基金	<p>簡易水道施設等の維持管理を円滑に行うこと。</p>	<p>簡易水道事業特別会計歳入歳出予算に定める額</p>	<p>簡易水道事業特別会計歳入歳出予算に計上して当該基</p>	<p>簡易水道施設等の改修事業に要する経費の財源に充てるとき。</p>

			金に積立て	
15 三朝町温泉配湯事業 財政調整基金	三朝町温泉配湯事業の安定的経営に資すること。	三朝町温泉配湯事業特別会計歳入歳出予算に定める額	三朝町温泉配湯事業特別会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て	(1) 温泉配湯施設の新設、増設又は改良に要する財源に充てるとき。 (2) 町債の繰上償還に要する財源に充てるとき。 (3) 経済情勢の変動等により財源が著しく不足する場合において、当該不足額を埋めるための財源に充てるとき。
16 三朝町下水道事業 財政調整基金	三朝町下水道事業の安定的経営に資すること。	三朝町下水道事業特別会計歳入歳出予算に定める額	三朝町下水道事業特別会計予算に計上して当該基金に積立て	(1) 下水道施設の新設、増設又は改良に要する財源に充てるとき。 (2) 町債の繰上償還に要する財源に充てるとき。 (3) 経済情勢の変動等により財源が著しく不足する場合において、当該不足額を埋めるための財源に充てるとき。
17 三朝町集落排水処理 事業推進基金	三朝町における集落排水処理事業の円滑な運営と安定的経営に資すること。	一般会計歳入歳出予算に定める額	一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て	(1) 集落排水処理事業の安定的経営を図るため、借入金の償還財源に充てるとき。 (2) 償還期限を繰上げて行う借入金の償還財源に充てるとき。 (3) 集落排水処理事業の推進を図るために必要な経費に充てるとき。
18 三朝町財産区 財政調整基金	各財産区の年度間における財源の調整を図り、もっ	三朝町財産区特別会計の各財産区勘定歳入歳出予算に	三朝町財産区特別会計歳入歳出予算に計上して当該基	各財産区勘定の運営上必要があると認めるとき。

	て三朝町財産 区財政の健全 な運営に資す ること。	定める額	金に積立て	
--	------------------------------------	------	-------	--

(備考)

- (1) 5の第4欄に定める積立ては、5の第2欄に定める措置又は事業ごとに区分して整理するものとする。
- (2) 5の第5欄に定める処分は、(1)に規定する区分に従って、その一部又は全部を処分することができる。ただし、町長が特に必要と認める場合は、この限りではない。この場合において、基金の一部又は全部を処分した場合は、期間及び方法を定めて確実に本来の区分に従って積み戻さなければならない。
- (3) 11の第4欄に定める積立ては、11の第2欄に定める事業ごとに区分して整理するものとする。
- (4) 11の第5欄に定める処分は、(3)に規定する区分に従って、その一部又は全部を処分することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第2条の規定による改正後の三朝町基金条例の規定は、平成26年度以降に積み立てる基金について適用し、平成25年度に積み立てた基金については、なお従前の例による。